Ⅲ 成年後見人等との契約
（新たに成年後見人等と契約を結ぶ場合）

福祉サービス利用援助契約書の解説

成年後見人との契約の際は、様式第 9-2 号の様式を使用します。

利用者との契約書条文中の「利用者」の文言を、「成年後見人」又は「利用者及び成年後見人」との文言に置き換えているのみの条文については、ここでの解説は省略します（第 9-1 号と異なる箇所については下線でお示ししています）。

また、保佐人や補助人との契約については、介護契約その他の福祉サービス利用援助に関する事項及び財産管理に関する代理権が付与されている場合は、成年後見人との契約書（様式第 9-2 号）を準用し、成年後見人の文言を保佐人、補助人に置き換えて使用してください。上記代理権が付与されていない場合の契約については、その都度大阪府社会福祉協議会までご相談ください。

注１　すでに利用者と本事業契約を結んでいて、新たに成年後見人等が選任された場合、実施機関は成年後見人等と利用者の今後の支援について話し合うとともに、本事業利用の必要性について「成年後見制度と併用して日常生活自立支援事業を利用することが必要とされる指標」（**第 1 章Ⅱ1(4)p10** 参照）に基づき検討を行います。検討の結果、再契約が必要な場合は従前の契約は終了し、成年後見人と再契約を行います。保佐人、補助人及び任意後見人（以下保佐人等という）については、本事業契約についての代理権を有するか確認のうえ、保佐人等と新たに契約を結びます。ただし、保佐人等については支援計画（意思能力喪失後の支援計画を含む）の変更がなければ改めて契約する必要はありません。契約にあたっては、大阪府社会福祉協議会に契約締結に関する事前協議を求めます。（**第 5 章Ⅱ5「成年後見制度を利用した場合の終了及び再契約の手続き等」p96** 参照）。

【支援の方法】
第 3 条
①～③省略（利用者との契約書と同じ）
④利用者の意思をたしかめることができない場合は、成年後見人と協議のうえ利用者の生活にふさわしい方法で支援します。

成年後見人は、被成年後見人の生活全般にかかる必要な意思決定を代行・支援するという役割を担っています。したがって、利用者への意思確認ができなくなった場合は、成年後見人と協議のうえ利用者の生活にふさわしい方法で支援することになります。

【支援の計画】
第 4 条
成年後見人と（市町村社協）は、（利用者）の意見を聞いた上で、支援の方法をくわしく定めた「支援計画」をつくります。

「意思能力喪失後の支援計画書」及び「福祉サービス利用援助契約特約書」につい

ては、成年後見人が担っている役割から勘案してその作成の必要はなく、本条文には規定していません。

【代理権】
第6条
①成年後見人は、（市町村社協）に対して、次の手続きについての代理権を与えます。
(1) 福祉サービスの利用料や医療費、税金、社会保険料、公共料金、食費、日用品費、家賃等の代金の支払手続き
(2) 成年後見人と（市町村社協）とのさだめに基づいて（市町村社協）が管理することとなる、利用者の預貯金についての払戻し、解約、預け入れ手続き
ただし、百万円以上の払戻しについては、大阪府社会福祉協議会の承認を得た上でその手続きを行います。
②（市町村社協）と成年後見人は、第1項（2）の預貯金の払い戻し、解約、預け入れ手続きの代理権について、成年後見人の指定する各金融機関等に対して代理人届を出します。

① 代理権について

成年後見人は法律行為による意思決定が困難な者について、生活全般にかかる必要な意思決定を代行・支援するという立場であることから、「福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続」についての代理権は本項目では定めていません。

※日常生活自立支援事業では、令和元年 10 月まで契約書に「福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続」についての代理権を記載していましたが、限定的な対応であることや意思決定支援の趣旨を鑑み、全社協の標準契約書が変更された（令和元年 9 月 26 日）ことを受けて、“必要な場合のみ契約書に記載する”ことになりました。

② 代理人届の提出

成年後見人は、選任審判が確定すると直ちに、通帳と届出印、キャッシュカードの占有権を確保し、さらに、被後見人の有する預貯金の預入れ金融機関に対し、成年後見人に就任したことを届け出ておく必要があります。この際、金融機関によっては、名義が自動的に「T 成年後見人 A」と変更される場合があるようです。また、新たに口座を開設する場合、口座名義は基本的に「T 成年後見人 A」となります。

このため、市町村社協が代理出金を行えるようにするためには、市町村社協と成年後見人は「復代理」の手続をすすめる必要があります。
手続については各金融機関により異なりますので、当該金融機関に確認してください。

（A銀行の例）
1．利用者と後見人、実施機関の３者で銀行へ行く。
2．後見人が、利用者名義の通帳を後見人名義へ変更する手続を行う。
3．後見人の代理人として、①代理人届
②印鑑届（払戻に使用する印）
③社協会長の印鑑証明書
金融機関所定の様式を提出する

用語説明　－復代理とは？
代理人が自己の名義でさらに利用者の代理人（復代理人）を選任して、その権限内の行為を行わせること。復代理人は利用者に対して、代理人と同じ権利義務をもつ。

【支援計画の変更】
第７条
①（市町村社協）は、定期および必要があればそのつど、「支援計画」が利用者の生活にふさわしい内容かどうかをたしかめなければなりません。
② 成年後見人は、いつでも、（市町村社協）に対して、「支援計画」の変更を求めることができます。
③「支援計画」は、成年後見人と（市町村社協）の合意により変更します。
④「支援計画」を変更した場合は、速やかに大阪府社会福祉協議会に報告します。

「支援計画」の変更の必要性が生じた場合には、「支援計画」の作成の際と同様、成年後見人と協議し、市町村社協と成年後見人の合意により変更します。この場合も、可能な限り利用者の意向の確認に努めることとします。

【審査】
第８条
「支援計画」を変更する際に、新たな「支援計画」の適切さについて疑問のある場合には、（市町村社協）は、大阪府社会福祉協議会に対して審査を求めます。

成年後見人との話し合いの過程で、成年後見人が求める支援計画の内容に疑義を感じたときには、大阪府社会福祉協議会に審査を求めます。

【通帳・証書類やはんこの保管】
第９条
① 成年後見人は、（市町村社協）に対して、次の通帳・証書類（カードをふくみます）やはんこを預けることができます。預かる場合、成年後見人と（市町村社協）は「預かり書」をつくります。
(1) 預貯金の通帳
(2) 金融機関使用印
(3) そのほか、前各号に類するもので（市町村社協）が適当と認めるもの
② 成年後見人は、いつでも預けた通帳・証書類やはんこを返してもらうことができます。
③ 解約によりこの契約が終了したときは、保管していた通帳類やはんこは成年後見人に返します。
④ 利用者の死亡によりこの契約が終了した場合には、保管していた通帳類やはんこは、利用者の相続人に返します。

成年後見人には法律上、成年被後見人の財産の管理権が付与されています。そのため、成年後見人との契約の場合には、基本的に日常金銭管理サービスに必要な通帳・証書類やはんこ以外は成年後見人が管理します。したがって、年金証書や権利証、実印などの重要書類

は、本条文の項目として定めていません。

利用者の死亡により終了した場合、成年後見人は法定代理人でなくなることから、保管物品を成年後見人に返還することは適当ではありません。利用者死亡時において、相続人が行方不明の場合等、特別な事情がある場合については大阪府社会福祉協議会と協議してください。

【利用料】
第 10 条
① 成年後見人は、（市町村社協）に対して、別紙の利用料金表にしたがい、（市町村社協）の請求にもとづいて利用料を支払います。
② 利用料金は、社会情勢の変化等にともない、変更することがあります。

【報告】
第 11 条
（市町村社協）は、定期（○か月ごと）に、成年後見人に対して、この契約がどのようにおこなわれているかを報告します。

【解約】
第 12 条
① 成年後見人は、いつでも、この契約を解約することができます。
②（市町村社協）は、次の場合は、大阪府社会福祉協議会の同意をえた上で、この契約を解約することができます。
(1) 利用者が特別養護老人ホームなどの施設に入所したり、長期間入院して、この契約による支援をつづけることがむずかしくなった場合
(2) ○○（市町村）外へ転居した場合
③（市町村社協）がこの契約を解約するときは、利用者の生活にふさわしい他の支援を利用できるようにつとめます。

利用者との契約書第 12 条①項では、「利用者の解約を求める意思のたしかさに疑問がある場合」について但し書きがありますが、本契約は成年後見人からの解約申し出が前提であるため、利用者からの解約については言及していません。

【契約の期間】
第 13 条
① この契約の期間は、令和○年○月○日から令和○年３月３１日までとします。ただし、この期間が終わるまでに、成年後見人から契約を終わらせる申し出がないときはさらに１年間、この契約を続けます。その後も同じです。
② 契約の期間中であっても、次の場合は、この契約は終わります。
(1) 第 12 条による解約があった場合
(2) 利用者が死亡した場合
(3) 成年後見人が解任された場合
(4) 成年後見人が死亡した場合

本契約の終了事由として、(3)成年後見人が解任された場合、（4）成年後見人が死亡した場合の項目を加えています。

【監督】
第 14 条
①（市町村社協）は、定期に、大阪府社会福祉協議会に対して、この契約がどのようにおこなわれているかを報告します。
②（市町村社協）は、当（市町村社協）が提供する福祉サービスを利用者が利用することになる場合には、大阪府社会福祉協議会に報告します。
③（市町村社協）は、大阪府社会福祉協議会の求めがあったときは、いつでも、この契約がどのようにおこなわれているかについて大阪府社会福祉協議会に報告をします。
④ この契約について、（市町村社協）は大阪府社会福祉協議会と協議を行うことができ、大阪府社会福祉協議会が意見をのべたときは、（市町村社協）は、その意見を尊重してこの契約をおこないます。

【損害の賠償】
第 15 条
（市町村社協）が、この契約をまもらず、そのために利用者または成年後見人に損害を与えたときは、（市町村社協）は、その損害を賠償します。ただし、（市町村社協）が十分に注意したにもかかわらず生じた損害については、賠償しません。

【秘密を守ること】
第 16 条
（市町村社協）は、この契約をおこなっているあいだに知った利用者及び成年後見人に関する秘密を守ります。この契約が終わったあとも同じです。

【情報提供の同意】
第 17 条
利用者及び成年後見人は、（市町村社協）がこの契約を行うために必要な利用者についての情報を大阪府社会福祉協議会に提供することに同意します。

【この契約についての苦情】

第 18 条

利用者及び成年後見人は、いつでも、大阪府社会福祉協議会に対して、この契約について苦情を言うことができます。連絡先は、下記のとおりです。

記

窓口　大阪府社会福祉協議会（地域福祉部権利擁護推進室・運営適正化委員会） 住所　大阪市中央区中寺１丁目１番５４号	
地域福祉部　権利擁護推進室 電話番号　０６－６１９１－９５００	運営適正化委員会 電話番号　０６－６１９１－３１３０

(1) 契約書の後文

この契約が成立したことを明らかにしておくため、この契約書を２通つくり、成年後見人、（市町村社協）のそれぞれが１通ずつもちます。また、（市町村社協）は、この契約書の写しを大阪府社会福祉協議会に送ります。

(2) 日付と署名

令和　〇年〇月〇日

（利用者）成年被後見人

住所

氏名

（代理権者）成年後見人

住所

氏名　　印

（市町村社協）

住所

名称

会長　　印

成年後見人と契約をする場合、利用申込書、支援計画書、預かり書など、本事業に関するすべての書類について、利用者名の記載とともに、成年後見人の氏名、住所、印鑑の押印（例：「利用者Ｔ成年後見人Ａ　　〒　印」」を求めてください。